

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	634.32		626.00		620.43	
備蓄米	0.00		0.00		0.00	
飼料用米	73.00		75.92		79.72	
米粉用米	0.00		0.00		0.00	
新市場開拓用米	0.00		0.00		0.00	
WCS用稲	1.54		1.56		1.57	
加工用米	0.00		0.00		0.00	
麦	17.04	7.19	17.21	7.2	17.38	1.01
大豆	53.46	8.01	56.67	8.02	60.63	8.03
飼料作物	17.28		17.45		17.63	
・子実用とうもろこし	0.00		0.00		0.00	
そば	5.03		5.08		5.13	
なたね	0.00		0.00		0.00	
地力増進作物	2.16		2.18		2.20	
高収益作物	34.04		34.38		34.72	
・野菜	20.14		20.34		20.54	
・花き・花木	3.67		3.71		3.74	
・果樹	10.23		10.33		10.44	
畑地化	3.92		1.08		5.00	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	飼料用米	飼料用米集積加算	・ 作付面積 ・ 1ha以上の集積農家数	(2023年度) 71.9ha (2023年度) 13戸	(2026年度) 78.0ha (2026年度) 15戸
2	大豆	大豆集積加算	・ 作付面積 ・ 1ha以上の集積農家数	(2023年度) 40.3ha (2023年度) 8戸	(2026年度) 43.0ha (2026年度) 11戸
3	わさび、トマト、ミニトマト、いちご、ほうれん草、玉ねぎ、ちぢみ小松菜、アスパラガス、ゆず、タラの芽、からし菜、えごま、いも類、にんにく、スイートコーン、かぼちゃ、白菜、大根、水仙、山野草、にんじん	地域振興作物助成（露地）	作付面積	(2023年度) 4.70ha	(2026年度) 8.00ha
4	わさび、メロン、トマト、ミニトマト、いちご、ほうれん草、玉ねぎ、ちぢみ小松菜	地域振興作物助成（施設園芸）	作付面積	(2023年度) 3.40ha	(2026年度) 8.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 島根県

協議会名: 益田市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米集積加算	1	4,000	飼料用米	・1ha以上の作付けがある農業者等 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けていること
2	大豆集積加算	1	7,000	大豆	・農地を集積し、1ha以上の作付けを行うこと
3	地域振興作物助成(露地)	1	4,000	わさび、トマト、ミニトマト、いちご、ほうれん草、玉ねぎ、ちぢみ小松菜、アスパラガス、ゆず、タラの芽、からし菜、えごま、いも類、にんにく、にんじん、スイートコーン、かぼちゃ、白菜、大根、水仙、山野草	・1a以上の作付けを行うこと ・露地栽培であること ・ゆず、タラの芽は新植に限る(1年限り) ・ミニトマト、玉ねぎ、アスパラガスについては、20a以上の作付は対象外
4	地域振興作物助成(施設園芸)	1	7,000	わさび、メロン、トマト、ミニトマト、いちご、ほうれん草、玉ねぎ、ちぢみ小松菜	・施設園芸で2a以上の作付けを行うこと ※ただし、ミニトマト、玉ねぎについては、5a以上の作付は対象外

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」, 耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

益田市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
益田市農業再生協議会	8,179,614	8,179,614		8,179,200

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

8,179,614円

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3															所要額 ①×② (円)	(参考) 支 援 年 限 ※7		
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物						その他	合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物				
1	飼料用米集積加算	1	4,000					7,300											7,300	2,920,000	なし	
2	大豆集積加算	1	7,000		5,335														5,335	3,734,500	なし	
3	地域振興作物助成(露地)	1	4,000											1,449	365	1,023			2,837	1,134,800	なし	
4	地域振興作物助成(施設園芸)	1	7,000											557					557	389,900	なし	
合計(基幹)※4			実面積		5,335			7,300						2,006	365	1,023			16,029	8,179,200		
合計(二毛作)※4			実面積																			

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

※7 支援年限を記入してください。(支援期間の最終年度を「令和〇年度」と記入し、ない場合は「なし」と記入してください。)

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- (1) 整理番号1～4に対し、個票の上限単価の範囲で一律に単価の増額調整を行う。
(2) 全ての使途が上限に達してなお余額がある場合には、整理番号1～4に対して上限単価に調整係数を乗じた範囲で一律に増額調整をする。
(3) なお残余がある場合は、1⇒2⇒3⇒4の順に1,000円ずつ充当する。
※順番がまわってきた使途が上限に達している場合、またその使途に1,000円充当すると配分枠を超える場合はその使途を飛ばして次の使途へ充当する。
※充当できなくなるまで(3)を繰り返す。
※(1)の調整のみ行った場合は当初の上限単価を、(2)の調整を行った場合は調整係数を乗じた上限単価を上限とする

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

以下の(1)→(2)の方法で単価を減額調整する。

- (1) 整理番号1～4に対して、一律で1,000円ずつ減額し、単価の調整を行う。
(2) 調整により残余が発生した場合は、1⇒2⇒3⇒4の順に1,000円ずつ充当する。
※順番がまわってきた使途に1,000円充当すると配分枠を超える場合はその使途を飛ばして次の使途へ充当する。
※充当できなくなるまで(2)を繰り返す。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	益田市農業再生協議会				整理番号	1
使途名	飼料用米集積加算					
対象作物	飼料用米（基幹作）					
単 価	4,000円/10a(上限10,000円/10a)					
課 題	主食用米の需要が減少する中、飼料用米を転作作物の中心作物として位置づけ、生産拡大を図っていく必要がある。しかしながら、飼料用米は主食用米に比べて低価格での提供が求められ、農家所得向上のためには生産コストの大幅な減少が必要である。そのためには農地を集積し、飼料用米の作付面積の拡大を図っていく必要がある。 益田市においては、関係機関との連携を強化し、生産コストの削減により農業所得の向上を図っていく必要がある。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	作付面積	目標	78.0ha	72.0 ha	75.0 ha	78.0 ha
		実績	71.9ha	—	—	—
	1ha以上の集積 農家数	目標	15戸	13 戸	14 戸	15 戸
		実績	13戸	—	—	—
内 容	飼料用米を 1 ha以上作付する生産者に対し支援					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・飼料用米（基幹作） ○その他 ・1ha以上の作付けがある農業者等 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けていること					
取組の 確認方法	○対象者 ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 ・営農計画書（細目書）及び現地確認 ○対象作物 ・営農計画書（細目書）、現地確認 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米生産集荷数量一覧表 ○その他 ・作業日誌等（協議会が必要であると判断した場合）					
成果等の 確認方法	・対象面積を集計 ・営農計画書（細目書）、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米生産集出荷数量一覧表					
備考	・支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	益田市農業再生協議会				整理番号	2
使途名	大豆集積加算					
対象作物	大豆（基幹作）					
単 価	7,000円/10a（上限20,000円/10a）					
課 題	主食用米の需要が減少する中、大豆は、飼料用米と同様に転作作物の中心作物として位置づけ、生産拡大を図っていく必要がある。また、単収及び品質の向上に努め、産地形成を目指すとともに地元の豆腐製造会社からのニーズに対応できる生産体制を確立をさせるため、農地を集積し、安定供給をしていく必要がある。そのため、大豆集積に係る経費を助成することで、現在の作付面積40.3haから2年後に43.0haへの拡大を目指す。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	作付面積	目 標	42.0ha	41.0ha	42.0ha	43.0ha
		実績	40.3ha	—	—	—
	1ha以上の集積 農家数	目 標	6戸	9戸	10戸	11戸
		実績	8戸	—	—	—
内 容	大豆を1ha以上作付けする生産者に対し支援					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・大豆（基幹作） ○その他 ・1ha以上の作付けを行うこと					
取組の 確認方法	○対象者 ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 ・営農計画書（細目書）及び現地確認 ○対象作物 ・営農計画書（細目書）、現地確認 ○その他 ・作業日誌等（協議会が必要であると判断した場合）					
成果等の 確認方法	・対象面積を集計 ・営農計画書（細目書）					
備考	・支援年限は設定してない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	益田市農業再生協議会				整理番号	3
使途名	地域振興作物助成（露地）					
対象作物	わさび、トマト、ミニトマト、いちご、ほうれん草、玉ねぎ、ちぢみ小松菜、アスパラガス、ゆず、タラの芽、からし菜、えごま、いも類、スイートコーン、かぼちゃ、白菜、大根、にんにく、にんじん、水仙、山野草（基幹作）					
単 価	4,000円/10a（上限10,000円/10a）					
課 題	野菜等の地域特産品は市場から安定した出荷が求められており、栽培面積の維持・拡大を図る必要がある。また消費者の地産地消への意識が高まっており、産直市や地元スーパーから出荷量の増加を求められている。そこで、産直市等からの需要に対応するため、生産に係る経費を助成することによって、生産者の生産意欲や農業所得の向上、さらには作付面積の拡大を図っていく必要がある。作付面積については、現状の4.70haから2年後に8.00haへの拡大を目指す。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	作付面積	目 標	36.5ha	6.00ha	7.00ha	8.00ha
		実績	4.70ha	—	—	—
内 容	支援対象作物を作付・販売する生産者に対し、取組面積に応じて支援					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・わさび、トマト、ミニトマト、いちご、ほうれん草、玉ねぎ、ちぢみ小松菜、アスパラガス、ゆず、タラの芽、からし菜、えごま、いも類、スイートコーン、かぼちゃ、白菜、大根、にんにく、にんじん、水仙、山野草（基幹作） ○その他 ・1a以上の作付けを行うこと ・露地栽培であること ・ゆず、タラの芽は新植に限る（1年限り） ・ミニトマト、玉ねぎ、アスパラガスについては、20a以上の作付は対象外					
取組の 確認方法	○対象者 ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 ・営農計画書（細目書）及び現地確認 ○対象作物 ・営農計画書（細目書）、現地確認 ○その他 ・作業日誌等（協議会が必要であると判断した場合）					
成果等の 確認方法	対象面積を集計					
備考	・県設定では、露地栽培20a以上が要件のため、ミニトマト、玉ねぎ、アスパラガスを20a以上作付する生産者については、県設定枠で支援する。（地域設定枠との重複不可） ・支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	益田市農業再生協議会				整理番号	4
使途名	地域振興作物助成(施設園芸)					
対象作物	わさび、メロン、トマト、ミニトマト、いちご、ほうれん草、玉ねぎ、ちぢみ小松菜(基幹)					
単 価	7,000円/10a(上限20,000円/10a)					
課 題	メロン、トマト等の地域特産品は市場からの安定した出荷が求められている。施設園芸栽培は天候に左右されず、出荷量の安定化を図ることができるため、施設整備に係る経費を支援し、作付面積の維持・拡大を図っていく必要がある。作付面積については、 <u>現状の 3.4haから2年後に8haへの拡大を目指す。</u>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	8.0ha	5.0ha	6.5ha	8.0 ha
		実績	3.40ha	—	—	—
内 容	園芸施設において支援対象作物を2a以上作付し、販売する生産者に対し、取組面積に応じて支援					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・わさび、メロン、トマト、ミニトマト、いちご、ほうれん草、玉ねぎ、ちぢみ小松菜(基幹作) ○その他 ・施設園芸で2a以上の作付けを行うこと ※ただし、ミニトマト、玉ねぎについては、5a以上の作付は対象外					
取組の 確認方法	○対象者 ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 ・営農計画書(細目書)及び現地確認 ○対象作物 ・営農計画書(細目書)、現地確認 ○その他 ・作業日誌(協議会が必要であると判断した場合)					
成果等の 確認方法	対象面積を集計					
備考	・県設定では、施設栽培5a以上が要件のため、ミニトマト、玉ねぎを5a以上作付する生産者については、県設定枠で支援する。(地域設定枠との重複不可) ・支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。